

# 放送局免許をめぐる一本化調整とその帰結

～裁量行政の変遷と残された影響～

メディア研究部 村上聖一

1950年代から1990年代にかけて開局した民間の地上テレビ放送事業者は、多くの場合、免許時に水面下で申請者を統合する一本化調整と呼ばれる過程を経て設立された。そして、それによって生じた複雑な資本構造は今なお残り、ローカル局の経営基盤の強化といった放送政策を検討する上で考慮が必要な前提となっている。

本稿では、いまだに影響が残る放送局免許時の不透明な手続きの実態について、歴史的経緯を振り返りつつ解明を行った。その結果、一本化調整の形態は時期によって異なり、当初は郵政大臣の主導のもと申請者を統一する調整が行われたものの、民放のネットワーク化が進行した後は全国紙や東京キー局の影響力が強まり、ダミー申請の横行など調整過程が複雑化したことが明らかになった。そして、こうした変化をもたらした要因の1つに免許手続き規定の不明確さがあることがわかった。

現在は、行政当局が表立って関与する形での一本化調整は行われていないが、マスメディア集中排除原則の緩和といった構造規制の見直しや、放送事業参入をめぐる手続きの検討を進める上では、過去の一本化調整によってもたらされたさまざまな問題を考慮することが必要と考えられる。

## 1. はじめに

2013年2月、日本で地上テレビ放送が始まって60年を迎える。この間、新たなメディアの普及によって、視聴者はさまざまな手段で映像情報を得ることができるようになってきている。しかし一方で、半世紀を超える歴史を持つ地上テレビ放送は依然、一定の影響力を維持しており、とりわけ放送の多元性・多様性・地域性の維持という機能を考えた場合、各地域に置かれた放送局は重要な位置を占めていると考えられる。本稿の目的は、そうした重要な機能を担う放送事業者、特に民放ローカル局の設立過程に着目して、一本化調整と呼ばれる免許時の非公式な手続きの解明を行い、現在の放送秩序がどのように形成されてきたか、探ることにある。

一本化調整に焦点を当てる理由は、それに

よって形成された放送事業者の複雑な資本構造が今なお残り、放送の地域性の維持といったさまざまな放送政策を検討する上で考慮が必要な前提となっている点にある。2012年現在、民間の地上テレビ放送事業者（以下、民放と表記）は国内に127社存在するが、いったん設立された事業者が退出したケースはなく、株主構成も設立当時の状況を反映しているケースは多い。このため、仮に、資本規制の緩和を通じて厳しい経営環境が続く放送事業者の支援を行うといった政策を検討するにしても、的確な対応を行うためには、設立時の参入調整によって形成された資本構造を把握しておく必要があると考えられる。

実際、2000年代に入って、マスメディア集中排除原則の緩和や認定放送持株会社の導入など、資本規制にかかわる制度改革が相次いで行われてきたものの、それによって民放ロー

カル局（テレビ放送事業者）の統合や再編が行われた事例はない<sup>1)</sup>。こうした政策を展開した目的の1つには、放送事業経営の選択肢の拡大を通じてローカル局の経営基盤を安定させ、ひいては放送番組の地域性の維持・確保につながるという狙いがあったが、そうした点では、制度が十分に活用されていないことになる。この背景にはさまざまな要因が存在し、ローカル局の資本構造のみにその原因を帰すことはできないが、過去の一本化調整の影響を受けたローカル局の株主構成の複雑さが一定の影響を及ぼしていることが考えられる。

ここで、本稿で焦点を当てる一本化調整の概要を見ておくと、一本化調整とは、1つの電波割り当て枠に対して複数の免許申請が提出された場合に、正式な審査に先立って水面下で申請者を絞り込むものであり、放送制度では想定されていない非公式な手続きである。地上テレビ放送を行うためには、従来、ハード部分の放送局（無線局の1つ）の免許を得ることが必須の要件であり<sup>2)</sup>、①免許申請、②申請審査（競願の場合は比較審査）、③予備免許の付与、④関係施設工事落成後の検査、⑤免許の付与、といった順序で手続きが進むことになっている。そして、免許の参入争いになった場合、郵政省が比較審査の上、1つの申請者に予備免許を与え、それ以外の申請者については免許の拒否処分をするのが正式な手続きである。しかし、実態としては、②の申請審査に至る前に、事前に申請者の一本化が図られることが多かった。

こうした一本化調整は、放送法や電波法で規定されていない非公式な手続きであることから、資料上の制約もあり、正面から分析を加えることが難しい面がある。しかし、その影響

を無視することはできないことから、これまで多くの研究が積み重ねられてきた。

代表的な研究が、美ノ谷和成の放送メディアの送り手に関する研究<sup>3)</sup>や、服部孝章による一本化調整に関する実証的な研究<sup>4)</sup>である。このうち、美ノ谷は一連の研究で、放送免許制度の問題点を概説するとともに、一本化調整の典型的な事例として、静岡県における民放の設立過程を取り上げ、分析を行っている。また、服部は民放設立時の一本化調整の問題点について、札幌地区の例などを挙げながら分析を行っている。さらに、行政法の観点から一本化調整の問題を指摘した論考が存在する。長谷川貴陽史<sup>5)</sup>は、1970年代から1990年代前半にかけて開局した放送事業者の一本化調整を取り上げ、法社会学的な観点から検討を行っている。また、行政過程に関する日米比較研究としては、Jonathan Weinbergの研究<sup>6)</sup>があり、一本化調整が多くの場合、自民党員である都道府県知事の主導のもとで行われたことなど、関係者からのヒアリングに基づいて実態を描き出している。

こうした研究によって、戦後の放送事業者の設立過程で行われてきた一本化調整の性格は相当程度、明らかになっている。ただ、そうした一本化調整に関与した主体や調整方法が時期によってどう変化し、その性格がどのように変質してきたかという点に関しては、分析を行う余地が残されていると考えられる。

本稿では、そうした点を念頭に置きつつ、各放送事業者の社史や電波監理審議会の記録、当時の業界誌などに拠りつつ、一本化調整の歴史的展開を分析することにする。その上で、一本化調整に代表される裁量行政が放送業界の企業編成や経営構造にどのような影響を与えたか検討を進めることにしたい。

## 2. 一本化調整の開始とその展開 (1950～1960年代)

### 2.1. 電波3法の施行と初期の免許行政

一本化調整の記述に先立って、民間放送事業への参入をめぐる制度の成立過程について簡単に触れる。まず、民放開設の前提となる電波3法(電波法・放送法・電波監理委員会設置法)は、1950年6月に施行された。しかし、当初、放送法に盛り込まれていた民放関連の規定は広告放送や政見放送などに関する3か条のみで、どの地域に何局民放を開設し、事業者をどのように選定するかといった具体的な規定は存在しなかった。そして、その判断は行政委員会として設置された電波監理委員会に委ねられた。このため、民放(ラジオ局を想定)の開設にあたって、電波監理委員会は1950年12月、原則として1地域1民放とする方針(ただし東京は2局)を決定し、あわせて「放送局の開設の根本的基準」(電波監理委員会規則)を定め、免許申請が競願になった場合の方針を示した。

もっとも、それに基づく審査基準は「最も公共の福祉に寄与するものが優先する」という規定しがなく、競願の際の具体的な対応は電波監理委員会の裁量に委ねられた。その結果、事前に一本化調整が行われた地区がある一方、大阪のように2つの有力な申請者<sup>7)</sup>が激しく対立し、調整がつかなかったケースについては、1地域1民放の原則を曲げて2局とも開局を認めるなど、ケース・バイ・ケースの対応が行われた。電波監理委員会は1951年4月、全国16社にラジオ放送局の予備免許を付与したが、事業者の選定方法に関する明確な規定が事前に存在しなかったことから、申請が出された後になって、その地域の事情に応じた対応が行わ

れたことになる。

これ以降、1950年代前半には、テレビ局の予備免許に向けた手続きが進んだが、免許申請が競願になった際の審査基準は、依然として曖昧なままであり、行政に裁量の余地を与える制度的枠組みは変わらなかった。一方で、免許行政を担当してきた電波監理委員会は1950年6月の発足から2年余りで廃止された。本来、放送局の免許制度は、内閣からの独立性が強い電波監理委員会の存在を前提に電波法や放送法による委任が行われていたにもかかわらず、委員会廃止によって放送局免許の権限が郵政省(郵政大臣)に引き継がれたことになる。

ただし、免許時の一本化調整が直ちに一般的なものになったわけではない。テレビ放送局免許をめぐるのは、1950年代半ばまでは、法制度が定める原則に近い手順で手続きが進められるケースが多かった。つまり、1つの電波割当て枠に対して複数の免許申請があった場合、「最も公共の福祉に寄与する」者に予備免許を与え、残りは拒否処分とする手続きである。実際、1952年7月から1956年11月にかけて6つの民放が予備免許を得たが、競願になった場合には、郵政省が比較審査を行い、事業者の選定を行っている(本稿末尾の表を参照)。

### 2.2. 田中郵政大臣による一斉予備免許

こうした免許行政のあり方が大きく変化するのは、1957年10月の田中角栄郵政大臣による一斉予備免許の際である。免許行政が変化を迫られた背景には、全国各地でテレビ局の申請が相次ぎ<sup>8)</sup>、大量の申請を効率的にさばくことが求められた点がある。1957年7月に郵政大臣に就任した田中角栄は競願を一挙に処理

して全国各地にテレビ局を開設する方針を示し、それに基づいて郵政省の事務当局は同年9月、免許申請が競願になった場合の審査方針を作成し、申請者に通知した。

その主な内容は、▽郵政省が指示した競願者相互の資本・役員構成などの合併条件を受け入れることを予備免許の前提条件とする、▽京阪神、関門地区では、新聞勢力の大幅な進出を許すとともに、同系統局の設置を単独または合併の形で免許する、▽それ以外の地区では既設民放局の兼営を優先とするが、競願者の資本・役員の参加が必要、というものだった<sup>9)</sup>。田中郵政大臣は既存のラジオ民放の存続を軸に一本化調整を行うことで競願を解消し、法制度が規定する手続き（比較審査）を避けようとしたことになる。

その実態について、この時期に予備免許を得た民放の社史の多くは、田中郵政大臣が申請者全員を東京の郵政省に呼び出し、自ら作った資本や役員構成の調整案を示しながら一挙に一本化を図った様子を記述している。

例えば、高知県では、既存のラジオ高知（高知新聞社が議決権の過半数を保有）がテレビ放送への進出を計画したのに対し、地元の高知県交通が中心となって「高知テレビ放送」の設立準備を進めるなど、3社による競願となった。これに対して、田中郵政大臣は1957年10月14日、大臣室に関係者を呼び、ラジオ高知を存続会社として申請を一本化することを求め、その際、ラジオ高知が増資を行って、「高知テレビ放送」を計画している地元有力者などに割り当てることを求めた。あわせて、ラジオ高知に対する新聞社の出資が総資本の10分の1以上にならないようにすることを要求し、これらの条件が満たされた場合のみ、ラジオ高知にテ

レビ局予備免許を与えると伝えた。免許手続きに先立って申請者の一本化を行った目的としては、テレビ局開局に向けた手続きをスムーズに進めるとともに、ラジオ・テレビ兼営の事業者となるラジオ高知の資本構成を分散させるという狙いがあった。実際、これによってラジオ高知に対する高知新聞社の持株比率が大きく下がり、資本集中が緩和された形となった<sup>10)</sup>。

こうした一本化調整は他の地区でも行われ、このときの予備免許（34社）<sup>11)</sup>に関して、実際に比較審査が行われ、拒否処分がなされたのは6ケースに過ぎない。そして、個別の申請者に対する免許条件の形で示された資本規制（マスメディア集中排除原則の原型）は、その後、1959年9月の郵政省の審査要領<sup>12)</sup>という形で一般化された。

このように、1957年10月の一斉予備免許時の一本化調整は、田中郵政大臣の主導権のもと、郵政省側の一方的な指示に基づいて行われたもので、免許権限を背景に政治家や行政当局が放送業界への発言権を強める契機になった点で、その後に与えた影響は大きいものだった。他方、その目的は比較的明確であり、地元企業などを中心に資本を分散させ、メディアに対する支配力の集中を排除するという狙いがあったことも指摘しておく必要がある。

### 2.3. UHF テレビ局開設と調整手法の変質

こうした一本化調整の性格は、1960年代後半のUHFテレビ局の大量開局の際に変化した。UHFテレビ局開局に向けて事態が動き出すのは、1966年12月に郵政大臣に小林武治が就任して以降のことである。テレビ放送用にUHFの帯域を利用することは、1960年代前半に決まっていたものの、既存の民放が反



発したことなどを背景に郵政省が慎重な姿勢を取っていた<sup>13)</sup>。これに対して、小林郵政大臣は1967年3月に衆議院通信委員会で「UHF、FMのチャンネルプランは年内をめどに決めたい」と発言したのち、既存の民放が反対する中、同年10月に「テレビジョン放送用周波数の割当計画基本方針」とチャンネルプラン修正を決定し、テレビ放送用の電波を大幅に拡大させた。そして、1967年11月から1968年11月にかけて全国の29社に対してテレビ局の予備免許を交付した。このときの予備免許の交付数は、田中郵政大臣による一斉予備免許に次ぐものとなった。

このときの予備免許に関しては、各社の社史や電波監理審議会の記録を見るかぎり、正面から比較審査が行われたケースは少数だった。また、一本化調整の調停者として挙げられているのは、その地域の県知事や県選出の国会議員が多く、1957年10月の一斉予備免許の際のように郵政大臣が直接、調整を行ったという記述は見られない。

ただし、これは郵政省の関与がなくなったことを意味していない。UHFテレビ局免許にあたっては、郵政省は「①出資者は出資が最大一〇%を超してはならない。②新聞社の出資は七%を限度とする。③既存局や地元新聞の二重支配を極力排除する<sup>14)</sup>」といった方針を示した上で、水面下で関係者に申請の一本化を促す活動を盛んに行っていた。具体的な対応については、郵政省で放送部長を務めた河野弘が次のように証言している。

とくにUHFテレビの予備免許にあたっては、審議会の開催日に間に合うよう利害関係者を招致して、殆んど徹夜でそれぞれの主

張や希望を聴取し、役員構成、株主の割当等について決定するのに苦労したことをなつかしく思い出す。また、この予備免許に関連し、国会の通信委員会などで申請者リスト等を提出するようにと強い要請があり、これに応じることは申請者等の利害関係に大きく影響し、免許事務の執行に支障を来たことから、あくまでも強くおことわりし続けたことなどもなつかしい。(中略) 郵政省とあまり関係のなかった地方の自治体、経済界と直接接触を持ったことは初めてのことであり、貴重な体験であったと思っている<sup>15)</sup>。

こうした証言からは、一本化調整では県知事や県選出の国会議員が前面に立ちつつ、郵政省の事務当局が調整を下支えしていた様子が窺える。また、申請者リストの国会提出要請を断ったという記述からもわかるように、意思決定は郵政省主導のもと、不透明な形で行われていた。以下、具体的な事例に基づき、調整過程を詳しく見ていくことにする。

## 2.4. UHF テレビ局予備免許をめぐる事例

### テレビ熊本の開局をめぐる調整

(1967年11月予備免許・1969年4月開局)

前述のように、郵政省は1967年10月にチャンネルプランの修正を行い、全国18地区にUHFテレビ局の電波を割り当てた。その1つである熊本地区では、電波の割り当てに先立って11社が予備免許の申請を行った。熊本県では、1959年に熊本放送(VHF・TBS系、開局時の名称はラジオ熊本)が開局しており、それに続く2局目の割り当てだった。表1からわかるように、申請者には地元企業の有力者や政治家のほか、全国紙・ブロック紙の幹部が

名を連れ、免許争いは混沌としていた。このうち、最も有力とされたのが、最後に申請を行った、全国町村会長を務める河津寅雄や衆議院議員の松野頼三を中心とするグループ(熊本中央テレビ放送)だった。それをバックアップしたのがフジ・サンケイグループで、申請書を作成したのもフジテレビ系列の関西テレビだったという<sup>16)</sup>。

表1 熊本地区のUHFテレビ局申請者と一本化調整で示された出資比率(申請順)

・熊本朝日放送 細川護立(文化財保護委員) 広岡知男(朝日新聞社社長)	5%
・熊本毎日放送 上田常隆(毎日新聞社社長) 福田令寿(県福祉協議会会長)	5%
・熊本テレビテレビ熊本放送 野口義夫(西日本新聞社社長)	5%
・熊本テレビ放送 小林与三次(読売新聞社副社長) 宇土虎雄(県柔道協会会長)	5%
・九州中部放送 福田虎亀(市福祉協議会会長) 星子敏雄(九州地方開発審議会専門委員) 渡辺広(肥後興産取締役)	6%
・テレビ熊本 山内忠治郎(市商工会議所副会頭) 坂内虎雄(新日本繊維工業社長)	6%
・阿蘇放送 三隅隆任(県人事委員会)	6%
・九州中央テレビジョン放送 紫垣隆(公基広業社長)	6%
・南九州テレビジョン放送 金沢大四郎(古庄本店社長)	6%
・新熊本放送 衛藤善人(弁護士)	9%
・熊本中央テレビ放送 河津寅雄(全国町村会長・熊本県小国町長) 佐方信博(富士重工常務) 有田義行(菊池市長)	41%

(テレビ熊本「テレビ熊本30年史」を基に作成)

申請者の乱立は熊本に限らず、各地で起きていたことから、小林郵政大臣はまず地元での一本化の話し合いを求め、これに応じて熊本地区では1967年9月中旬、河津寅雄が会長を務める県町村会の事務局応接室で競願申請者共同会議が行われた。そして、この場で新聞社系の4社は、持株比率を新聞社間で平等にすることを条件に申請の一本化を容認した。しかし、それ以外の申請者に関しては結論が持ち越され、自主的な一本化がならなかったことから、郵政省は改めて熊本県知事の寺本広作に調整を依頼した。

寺本知事による調整は同年10月21日、申請者すべての代表を熊本市内のホテルに招いて行われ、この中で寺本知事は、▽統合に当たっては一つの申請書を残し、他の申請書は取り下げる、▽出資比率や役員などに関しては県知事に一任する、▽発起人代表は河津寅雄とする、といった調整案を示した。そして、この方針に新熊本放送を除いた10者が同意し、10月25日の2回目の調整会議で、一本化後の熊本中央テレビ放送に対する出資比率や役員構成に関する合意がなされたことから、寺本知事は申請を統一した旨の報告書を作成して郵政大臣に提出した。

ところが、郵政省は申請者すべての一本化が完了した地区のみに予備免許を交付する方針だったことから、一本化がなされた15地区については11月1日に予備免許を交付したものの、熊本地区への予備免許交付を見送った<sup>17)</sup>。このため、再度の調整が必要となり、熊本中央テレビ放送は11月13日、一本化に応じなかった新熊本放送と郵政省内で話し合いを行い、この場でようやく新熊本放送の申請取り下げの同意を得た。これを受けて、郵政省は、他地区よりも約半月遅れの11月14日、熊本中央テレビ

放送（後にテレビ熊本に名称変更）に予備免許の交付を行っている。

このように、1960年代後半のUHFテレビ局開設をめぐる一本化調整は、郵政大臣が一方的に免許条件を示して一挙に解決を図った1957年10月の一斉予備免許の際に比べ、調整過程が複雑なものとなった。関係者は申請を行った当事者や郵政省に加えて、地元の知事や国会議員、経済界、東京キー局、新聞社と多数に上り、調整方法も、自主調整、知事など地元有力者による調整、さらには郵政省の関与といったように段階ごとに変化した。そして、誰が調整の主導権を持ち、どのようにして一本化が達成されたのか、外部から見てわかりにくいものに変質していった。

#### 山形テレビの開局をめぐる調整<sup>18)</sup>

(1968年9月予備免許・1970年4月開局)

一本化調整は関係者の合意のもとで行われるため、その後、開局に至るまでの手続きはスムーズに進むケースは多い。しかし、調整内容をめぐる対立からトラブルに発展するケースも存在する。山形テレビ開局の際の株式配分をめぐる紛争はその一例である。

山形県では、山形放送（VHF・日本テレビ系）が1960年にテレビ放送を開始して以来、テレビ局は1局という状態が続いてきたが、UHF帯の電波割り当てとともに2局目となるテレビ局の開設申請が相次ぎ、19社の競願になった。この過程で、山形2区（当時）選出の衆議院議員・松沢雄蔵が小林郵政大臣から調停を依頼されたとして調整に乗り出した。松沢が1968年8月24日、山形市内で開いた調停会議で示した各申請者の出資比率案は表2のようなものだった。

表2 山形地区のUHFテレビ局開設申請者と調停で示された出資比率案

山形テレビジョン・山形テレビ・山形毎日放送・山形サンケイテレビ・山形朝日放送・山形読売テレビ	各7%
庄内テレビジョン・山形テレビ放送・山形ユーエチエフ・新山形テレビ・山形総合テレビ・テレビ山形・UHF山形・テレビ庄内・山形UHFテレビ放送	各2.5%
山形テレビ・庄内放送・庄内UHF	各2%
山形新聞社	0%
県議会関係	10%
調停人（松沢雄蔵）一任分	19.5%

（『時を刻んで 山形テレビの軌跡』を基に作成）

この出資配分案をめぐることは、調停者の松沢自身に20%近くの株式を配分するものだったことから、同年8月26日に開かれた調整会議では、「調停人一任分が一九・五%、県議会関係一〇%と流動性のあるものについて、異常と思われるほど配分が多いのはなぜか」といった質問が出された。これに対して松沢は「調停人一任分は、会社の創立に際しては有能な経営才能のある人材を中央、地方にこだわらず選任したい。その時に保留株が必要である。県議会関係分は複数の関係者に配分されるものである」などとする説明を行った。そして、この場ではそれ以上の議論はなされず、申請の一本化が合意され、9月27日にそれに基づいて予備免許が出された。

ところが、翌1969年5月の取締役会で、松沢（当時は山形テレビ顧問）が一任分（株式の19.5%）の所有権を主張したことからトラブルに発展した。山形テレビの経営陣からは、松沢の主張は「出資比率は最大一〇%が限度」とする郵政省の行政指導に反するという指摘

がなされ、株主・役員が二派に分かれて反目しあう状態になった。そして、松沢が1969年7月に株主地位確認の訴訟を山形地方裁判所に起こす事態に発展した。

これに対して、山形テレビの経営陣は、提携関係にある地元の山形新聞社、さらには毎日新聞社や朝日新聞社に協力の要請を行い、要請を受けたこれらの新聞社は一致して、松沢に対して訴えの取り下げを求めた。しかし、松沢が拒絶したことから、結局、争いは法廷に持ち込まれることになった。山形テレビの株式配分をめぐる争いは、地元新聞社のみならず、全国紙までも巻き込んでの紛争となったわけである。結局、この紛争は、1974年に問題の株式の大半を地元銀行4行に中立株として配分することで和解が成立したものの、一本化調整をめぐるトラブルは、解決までに5年の年月を要したことになる<sup>19)</sup>。

このように一本化調整は正式な行政手続きではないゆえに、いったん紛争が発生すると、放送制度上は事態を收拾する仕組みが存在しないため、解決が困難な状態に陥ることになる。また、一本化調整は地元の経済界や新聞社(地方紙・全国紙)の協力を得つつ行うことから、解決にあたっては、そうした関係者の助力を求めざるをえない。山形テレビの株式をめぐる紛争は、一本化調整が持つ性格の一面を浮き彫りにしたケースと言える。

### 3. 一本化調整の変化と 行政手続きの形骸化(1970年代以降)

#### 3.1. 全国紙どうしの対立—静岡県を例に—

1970年代に入ると、一本化調整の過程はさらに複雑化した。これは、民放テレビ局の開

設がその地域で3局目、4局目となる県が増え、それとともに系列化(ネットワーク化)が進んだことが影響している。民放の新規開設にあたっては、地元での利害調整のみならず、ネットワーク体制の強化を目指すキー局やその背後の全国紙の存在を考慮する必要性が増したことが複雑化に拍車をかけた。

その典型が、静岡県で3局目となる民放テレビ局開設をめぐる事例である。静岡県では、1958年に静岡放送(VHF・TBS系)、1968年にテレビ静岡(UHF・フジテレビ系)が開局していたものの、人口規模にもかかわらず、民放テレビ局が2局という状態が長く続いてきた。このため、静岡県に系列局を持たない日本テレビと日本教育テレビ(後のテレビ朝日)が系列局の開設を強く望み、それぞれと密接な関係を持つ読売新聞社と朝日新聞社の間で激しい免許争いへと発展していった<sup>20)</sup>。

こうした免許獲得をめぐる争いは、全国紙は1970年代までに自らに關係の深いローカル局の開設に向けて専門の部署を設け、「ラジオ・テレビ室」(朝日新聞社)、「ラジオ・テレビ推進本部」(読売新聞社)といった名称の組織を充足させていた。これらの組織の役割は、自らと關係が深い東京キー局を核とするネットワーク体制を拡大させることにある。具体的には、「電波戦略を立て、それに沿って各地に新局を作るため、郵政省へテレビ電波の割り当てを要請する一方、新聞社間の調整などをする<sup>21)</sup>」機能を果たしていた。

全国紙が民放ネットワーク拡大に直接関与した理由について、静岡第一テレビの社史は「テレビ局自体が電波の免許事業体で、許可地域以外の活動ができないからである。その点、国の規制も受けず、編集権の独立が確立



されている新聞社なら動きやすい。ローカル局の設立過程では、資本面やネット問題をめぐって、地元の政財界を巻き込んだ激しい運動が展開されることが多い<sup>22)</sup>と説明している。こうして、民放開設をめぐって、朝日・読売両新聞社が静岡県をはじめとする各地で真っ向から対決する形となった。

以下、時系列に沿って見ていくと、1973年10月5日、郵政省がチャンネルプランを修正し、静岡県に新しいテレビ局の開設が認められると、朝日・読売の両新聞社が協力者作りを活性化させた。そして、両陣営に相乗りする形で他の全国紙や地方紙が免許申請を次々に行った。背景には、申請書数が多いほど地元の熱意のあらわれとして郵政当局に印象づけられ、調整を有利に進められるという思惑があった。免許争いの構図について、静岡朝日テレビの社史は、「第三局をめぐって朝日対読売の二大勢力対決を軸に、他の新聞社がどちらかについて新聞界全体を巻き込んだ様相を呈した。その色分けは、朝日、中日連合に日経が同調、読売に静岡新聞や毎日（途中で手を引いたが）が加勢する形だった。中日は名古屋で中部読売と激しく対立しており、静岡新聞は中日の浜松進出に神経を尖らせるなど、それぞれに“お家の事情”があった<sup>23)</sup>」と記述している。

こうした申請合戦の結果、静岡県では1つの電波割り当て枠に対して申請者が274に上るといった事態になった。そして、申請者集めの実態は、静岡朝日テレビの社史の次の記述に見られるように、制度上の建前からは想像しえないようなものに発展していった。

申請者集めは、獲得した申請者の知人に新たな申請者になってもらうなど、いわゆるネ

ズミ講のような方法で増やしていった。もちろん、申請を有利にするのが主目的だが、それだけではなく、開局後の協力者づくりという側面もあった。申請者になることを承諾してもらっても、申請書作りはこちらが代行するので、どうしても似たような書類ができあがる。これを名古屋の東海電波監理局に何通も提出するから局側にも内情が分かって、担当者から「この申請者はどちらの派か」などと尋ねられることもしばしばだった<sup>24)</sup>。

郵政省はこうした免許獲得競争に直接関与することを避け、1976年1月16日、一本化調整を県知事の山本敬三郎に委ねた。これに対して山本知事は、第3局獲得をめぐって朝日・読売の両新聞社とも退く気配がないことから、抜本的な解決のためには双方にテレビ局を開設させ、民放4局体制にするしかないと判断した。そして、同年4月9日、郵政省の電波監理局長と面会し、その意向を伝えている。しかし、郵政省の見解は「電波の割り当ては電波監理審議会のチャンネルプランで決まるもので、第三局がまともならないのに、第四局のことまでは何ともいえない<sup>25)</sup>」というものだった。

このため方針転換を迫られた山本知事は、まずは第3局を開設させることを前提に、1976年8月10日、朝日・読売両社の幹部と個別に面会し、調停案を説明した。内容は、▽社長には知事が推す中立の弁護士をあてる、▽詳細は静岡県知事公室長と朝日新聞社、読売新聞社の3者会談で詰める、といったもので、「第三局の予備免許後、第四局のチャンネル割り当てを陳情するが、実現の感触を得ている」という点も含まれていたという<sup>26)</sup>。そして、この線で知事一任を取り付けたことから、山

本知事は8月25日付けで調停案を274の申請者全員に郵送し、272の申請者がこれに同意した<sup>27)</sup>。そして、9月24日には、調整に基づいて一本化された「静岡県民放送」に対し予備免許が交付された。

しかし、静岡県民放送に関しては、朝日・読売相乗りのまま開局に向けた準備を進めなければならなかったため、双方のいずれが主導権を握るかで混乱が続き、最終的に郵政省が調整に乗り出さざるをえなくなった。郵政大臣を務めていた小宮山重四郎は1977年10月6日、テレビ朝日と日本テレビの社長を呼び出し、静岡県民放送の主導権を朝日新聞社に委ねる一方、第4局の開設を早期に行い、それについては読売新聞社と日本テレビに委ねるとした非公式の「裁定」を行った<sup>28)</sup>。この裁定に従う形で、静岡県民放送（現・静岡朝日テレビ）が1978年7月に開局し、その1年後の1979年7月に、4局目となる静岡第一テレビが開局している。

このように静岡県での第3局開設をめぐるのは、ダミー申請が横行するなど法制度の建前から乖離した形で免許獲得競争が展開され、それ以降の免許手続きに与えた影響は大きかった。静岡朝日テレビの社史は「これ以後、新局ができるごとに静岡に倣って、各地で激しい申請合戦が当然のことのように行われた。だが、やがて申請数の実態は替え玉ということが常識になり、意味を持たなくなった<sup>29)</sup>」と記述している。さらに、民放開設にあたって全国紙が主要な役割を果たしたという点でも1つの結節点となるものだった。

### 3.2. 増加するダミー申請

1970年代半ば以降、民放テレビ局の開設をめぐるのは、1つの電波割り当てに対して数十

から数百社の申請が行われることが常態化し、長野県の4局目のケースのように1,300を超える申請がなされたこともあった。このため、行政当局もダミー申請の存在を前提に、調整過程に関与することになった。具体的には、申請を受けた郵政省の地方電波監理局は、多数の申請者のうちダミー申請者を除外するため、申請者名簿の住所や電話番号を調べ、番号が同じである申請者を同一グループによるものと見なして一くりにすることから手続きが始まったという<sup>30)</sup>。

例えば、岩手県で4局目となる民放テレビ局<sup>31)</sup>の免許申請者一覧を見ると、複数の申請者がまったく同じ住所で設置場所の申請を行っていた（表3）。一般にこうしたケースについては、住所や電話番号が同じ申請者をまとめる作業を行うと、多くの場合、東京キー局や全国紙を中心としたグループができ上がる。そして、グループ化の作業が行われたのちに地元有力者などによる一本化調整が始まり、それぞれが受け入れられる合意に向けて調停者が誘導するといった形で手続きが進んだ。

ダミー申請が乱立した理由としては、静岡県の場合で見られたように、多くの申請者数を集めたほうが一本化調整で有利に働くという判断が存在した点が挙げられる。そして、その理由の1つとして、免許の審査基準の不透明さがあった。前述のように、1つの免許枠に対して複数の申請者があった場合の審査基準は、「最も公共の福祉に寄与するものが優先する」（放送局の開設の根本的基準）という基準しかなく、郵政省や知事、国会議員が関与して一本化調整を行うにしても、何を指標にして調整を行うべきか、明確な判断基準が存在しなかった。このため、申請側としては、申

表3 岩手県の民放テレビ4局目の  
申請者と申請時の演奏所住所

	社名	申請時の演奏所住所
1.	岩手文化テレビ	盛岡市中央通 1-6-20
2.	盛岡テレビ	盛岡市中央通 1-6-20
3.	北国テレビ	盛岡市中央通 1-6-20
4.	みちのくテレビ	盛岡市中央通 1-6-20
5.	岩手第一テレビ	盛岡市中央通 1-6-20
6.	盛岡ホームテレビ	盛岡市中央通 1-6-20
7.	岩手朝日放送	盛岡市中央通 1-6-20
8.	東北テレビ	盛岡市中央通 1-6-20
9.	盛岡合同テレビ	盛岡市中央通 1-6-20
10.	岩手セントラルテレビ	盛岡市大通 3-9-10
11.	岩手みちのくテレビ	盛岡市大通 3-9-10
12.	岩手県民放送	盛岡市大通 3-9-10
13.	テレビ盛岡	盛岡市大通 3-9-10
14.	岩手中央テレビ	盛岡市大通 3-9-10
15.	岩手文化放送	盛岡市大通 3-9-10
16.	岩手総合テレビ	盛岡市上堂 1-188
17.	岩手第一テレビ	盛岡市上堂 1-188
18.	新岩手放送	盛岡市上堂 1-188
19.	盛岡放送	盛岡市上堂 1-188
20.	第一岩手放送	盛岡市本町通 3-9-33
21.	岩手ファミリー放送	盛岡市本町通 3-9-33
22.	北上テレビ	盛岡市本町通 3-9-33
23.	三陸テレビ	盛岡市本町通 3-9-33
24.	岩手ホームテレビ	盛岡市永井 13 地割字中村 13 番 2, 14 番
25.	テレビ新岩手	盛岡市永井 13 地割字中村 13 番 2, 14 番
26.	岩手共同テレビ	盛岡市永井 13 地割字中村 13 番 2, 14 番
27.	盛岡テレビジョン	盛岡市上太田蔵戸前 125
28.	テレビユー岩手	盛岡市津志田 12 地割字新田堰 19-106
29.	岩手河北テレビ	盛岡市大沢川原 3-8-34
30.	讀賣新聞社	盛岡市中央通 1-7-27
31.	日刊スポーツ新聞社	盛岡市上堂 4-11-1

(出典:「岩手地区 TV 第 4 局開設免許申請は 31 件に」『放送ジャーナル』  
(1993 年 6 月号) 68-69 頁)

請者数の多さで「熱意」を示すという対応を取らざるをえなくなったと考えられる。

さらに、申請者が乱立した背景には、電波の利用が無料であり、いったん免許を取得すれば確実に利益が得られたという面がある<sup>32)</sup>。

1981年から9年間にわたって電波監理審議会の委員を務めた岡村総吾は、「審議会に出席してまず驚いたことは、テレビジョン放送用周波数が一つ割当てられると、忽ち数百の免許申請があることであった。筆者は以前から電波は土地と同様に非常に価値のある公共的な財産で、これを営利用に利用する際には適当な使用料を払うべきであると考えていたので、無料で使用免許を与えては、何百という申請のあるのは当然のように思われた<sup>33)</sup>」と記述している。

もっとも、全国各地への民放置局が進んだ1980年代後半以降、地域の経済力によってはテレビ局を開局したとしても必ずしも利益に直結するとは言えなくなってきた。郵政省放送行政局は1986年1月、全国各地域における受信機会の平等を実現するために、民放テレビの全国4波化の方針を決定したものの、地元で調整を委ねたままでは、いわゆる少数チャンネル地域が解消されない懸念が出てきた。このため、1980年代後半以降は、放送事業者の開設にあたって、郵政省が自ら調整に乗り出すことが多くなり、郵政省の地方電気通信監理局が主体となって調整に携わることが増えていった<sup>34)</sup>。このように一本化調整は、時期によって性格や方法が大きく変化した。

## 4. 一本化調整批判と行政手続きの変化

### 4.1. 国会審議での一本化調整批判

ここまで一本化調整について時期ごとにその特徴を見てきたが、不透明な手続きを問題視する見方がなかったわけではない。密室の場で放送事業者が決まっていく一本化調整に関しては、国会審議の場で何度となく批判が上がっ

たほか、その正当性をめぐって裁判で争われたケースもある。

まず国会では、一本化調整の埒外に置かれていた野党から批判が繰り返されてきた。批判の根拠の主なものは一本化調整に制度上の裏付けがまったくないという点である。例えば、UHFテレビ局の開設をめぐる調整が盛んに行われていた1970年代には以下のような質疑が行われている（関連部分を抜粋。注は筆者）。

1974年2月14日・衆議院通信委員会

土橋一吉・衆議院議員（日本共産党）

約七百近い申請が出ておるので、郵政省の電波監理局としては非常に苦しんでおることもよくわかる。それは同情するし、私はよくわかる。しかし郵政大臣の持っている権限は、都道府県知事やあるいは地方自治体にそんなこと（注：一本化調整）をしていいという権限を与えられていない。

齋藤義郎・郵政省電波監理局長

たとえば百なり二百なりある、しかもそれがすべて電波法上一応合格しておる、その中から一社だけ選定するというは必ずしもそう容易なことではないということ、でき上がります事業体が幅広い結成基盤を持つほうがむしろ望ましいのではないかというわれわれの考え方から、行政指導ということで地元の有力な方々にお願いして、それで内容の詳細はわれわれがタッチしているわけではございませんけれども、地元の方々が大同団結できるような条件のもとにひとつお骨折り願いたいというのが趣旨でございます。

こうした議論からわかるように、郵政省の事務当局としては、一本化調整が正式な手続き

ではないことを認識しつつ、電波法の条件を満たした数百の申請者から1者を絞り込むことが事実上困難であることや、放送事業者が幅広い基盤を持つためには事前調整が必要であることを理由に挙げて一本化調整への関与を続けていた。こうした考え方はその後も変わることはなく、前述の静岡県での事前調整に関しても次のような議論が行われている。

1976年10月12日・参議院通信委員会

森中守義・参議院議員（日本社会党）

総理それから郵政大臣、内閣官房長官及び副長官に対して、申請者のある代表が公開質問状みたいのを出しているのです。その中でこう言っているのですね。「一本化調停の行政指導は違法であるとともに、郵政相が県知事に一本化した法的根拠および妥当性を明らかにせよ」、こう言っている。どう答えるんですか、答えられますか。

石川晃夫・郵政省電波監理局長

法律の中には、知事に調停を依頼するというは何もございません。われわれといたしまして、このような数で競願が出てきた場合に、どのように事務的に処理をするかということで苦心しているわけですが、この点につきまして、われわれとしましては地元の意向をくみ上げようというのが大きなねらいでございます。したがって地元の状況ということにつきましては、中立的立場である県知事というのが一番その地元の状況をよく知っているということで、われわれは知事にそのようなことをお願いするわけですが、ただいま申しましたように、これは別に法律的根拠はございません。



このように国会では、一本化調整の根拠を問いただす質問が繰り返されているが、郵政省は、地元の意向をくみ上げて地元密着の放送事業者を作り上げるためには県知事などによる一本化調整が必要という主張を一貫して続けている。また、一本化調整を行う上での法的根拠が存在しない点を認識しつつも、一方でそれを禁止する規定もなかったことから、そうした曖昧な法制度を背景に事前調整を継続していたことになる。

#### 4.2. 一本化調整の当否をめぐる司法判断

一本化調整の正当性をめぐっては、数は少ないながらも裁判で争われたケースがある。その1つが、東京メトロポリタンテレビジョンの開局（1993年2月予備免許・1995年11月開局）にあたって、免許拒否処分を受けた申請者が起こした行政訴訟である<sup>35)</sup>。

この申請者（原告）は、一本化調整に加わらずに1993年に郵政省によって免許を拒否されたもので、原告はその後、郵政省に異議を申し立てたものの棄却されたことから、郵政省を相手取って、その取り消しを求める行政訴訟を起こした。裁判で原告は、放送局免許の審査基準の曖昧さに言及した上で、郵政省が多数の申請者について実質的な審査をしないまま、最終的に免許が与えられた者を「中核のもの」と位置づけ、これに一本化して免許を与える方針を決めたと指摘した。そして、郵政省がその過程で強引で不公正な行政指導を行ったとして、その違法性を主張した。

これに対して、東京高等裁判所は1998年5月、原告敗訴の判決を下している。判決理由の中で、まず免許の審査基準について、「（電波）法七条二項及び根本的基準において、適

合しなければならない条件が規定されており、これらの規定の内容に照らせば、その規定が具体性、明確性に欠けるとはいえない」として、規定が曖昧だとする原告の主張を否定した。また、一本化調整自体については、次のような見解を示している。

テレビジョン放送は、広く一般公衆に受信される番組の放送を目的とするものであって、公共性が極めて強いものであるところ、その放送をする免許の付与について割り当てられる周波数が申請者の数に足りない場合には、多数の申請が殺到し、かつ、申請者間において過当な競争を招き、種々の弊害が生ずるおそれがないとはいえないから、このような場合においては、申請者の協力を得て、公共放送の目的に合致し、運営上も経営上も安定した基盤を持つ放送事業者が免許を受けられるように調整することには、それなりの合理性があり、少なくとも被告の裁量判断の中にあるというべきである。

判決は、一本化調整によって安定的な経営基盤を持つ放送事業者を発足させることは、放送の公共性を維持する観点から「それなりの合理性」があると判断したことになる。そして、申請者の自由な意思が妨げられるようなことがないかぎり、郵政省が一本化調整のための行政指導をすることが違法であるとはいえないと結論づけた。一本化調整を否定する司法判断は行われなかったことになる。

#### 4.3. 行政手続法制の整備と放送行政の変化

このように国会での議論や司法判断が一本化調整に直接影響を及ぼすことはなかったが、

1990年代に行政手続きの適正化・透明化を求める流れが強まったことで、免許行政にも見直しが迫られた。行政手続きをめぐっては1993年、行政運営にあたっての公正性の確保と透明性の向上を図ることを目的に行政手続法が制定され、翌年、施行された。それに伴い、放送局免許に関しても審査基準の公表が義務付けられ、手続き上の透明性が求められることになった。これは直接、一本化調整を禁じるものではないが、従来どおりの不透明な手法で事前調整を行うことは難しくなった。

また、競争政策の観点からも一本化調整を問題視する見解が表れている。公正取引委員会が設けた有識者による研究会「情報通信分野競争政策研究会」(座長：実方謙二北海道大学法学部教授)は、1992年8月に提出した報告書で一本化調整の問題点を指摘した。具体的には、「①新規事業者等の決定過程を不透明なものとするとともに、②調整期間の長期化によって事業の開始やその拡大が遅延したり、③調整の結果、申請者等を共同出資者とする事業体に免許が与えられることが多いが、その場合には明確な経営責任に基づく積極的な事業展開が行われにくくなるおそれがある等の問題がある<sup>36)</sup>」ことを指摘している。

その上で、報告書は「競争政策の観点からは、免許等の申請・付与の手續に際しては、申請者間におけるいわゆる一本化調整を行うことなく、申請段階における競争を確保するようにするとともに決定過程の透明性を高めていく方向で制度の在り方について見直しを図っていくことが必要と考えられる<sup>37)</sup>」と結論づけている。1990年代になると、放送免許をめぐる行政過程の不透明性への指摘が、政府内でもなされるようになったわけである。

こうした動向を踏まえ、1990年代以降、放送事業参入時の行政手続きは透明化の流れが進んでいる。例えば、衛星放送への参入手続きでは1994年9月には放送法関係審査基準(郵政省達)が定められ、従来よりも詳しい審査基準が明示された。これまで審査基準が「公共の福祉への寄与という不確定概念<sup>38)</sup>」のみだった時点と比較すれば、手続きの明確化が図られたことになる。

行政手続きの整備とあわせ、一本化調整が行われることは次第に減っていく。先の東京メトロポリタンテレビジョンの開設をめぐる東京高裁判決(1998年5月)の翌月に開かれた電波監理審議会の議事録には、「一本化行政指導は違法ではないとの判決であるが、一本化調整を積極的に行っても良いということではないので取り違わないよう、更に手續の透明性を確保して進めていただきたいとの意見があり、郵政省から最近は行っていない旨の説明があった<sup>39)</sup>」という記述が見られる。

このように、1990年代に入って行政手続きの適正化を求める流れが強まる中、一本化調整を表立って行うことは次第に難しくなり、1990年代後半には放送局免許をめぐる一本化調整という手法は、少なくとも表立って採られることはなくなったと考えられる。

---

## 5. 考察

---

### 5.1. 一本化調整をもたらした要因とその弊害

ここまで見てきたように、一本化調整の性格は時期によって変化し、関係者が増えることで次第に複雑化し、不透明なものになっていった。そして、こうした変化をもたらした要因の1つに、日本の放送制度が抱える問題が存在

した。つまり、周波数の割り当てや免許手続きに関する法律上の明文規定がなかったことから、郵政省の通達などによって処理されることが多く、それが行政当局に大きな裁量をもたらすことになった。また、放送局免許の手続きは、そもそも合議制の行政委員会（電波監理委員会）の存在を前提に法律による委任が行われていたものの、電波監理委員会が2年余りで廃止され、権限が郵政省に移されたことで、免許行政がその時々政権の影響を受けやすくなったという事情もある。

一本化調整が定着した要因については、とりわけ行政側に都合がよい仕組みであった点が指摘されてきた<sup>40</sup>。つまり、数十から数百に上る免許申請を事前調整なしに処理することは困難であり、これを通常の競願審査に委ねた場合、行政当局が申請者間の激しい争いに巻き込まれるおそれがあった。行政側は、一本化調整を利用することで、そうした困難を事前に回避する選択を行ったことになる。

さらに、ローカル局の設立過程に関係した地元企業や新聞社から見ても一本化調整は都合がよいものであり、非公式な調整を通じて、利益が確実に上がると見込めた放送事業に関係することができた。また、調整に関与した知事や国会議員などの政治家も調整を通じて放送事業者に対する影響力を持つことが可能になるとともに、放送事業者と資本的・人的な面で結び付いた新聞社に対する影響力を強める契機となった。このように一本化調整は、その「談合」に関与した当事者にとって好都合なものとして利用されてきた。

こうした一本化調整の性格ゆえに、それがもたらした弊害は大きかった。まず、事前調整は密室で行われるため、申請者の手続き

上の権利が奪われるうえ、調整過程に参加できない申請者の利益も損なわれることになる。さらに重要なのは、視聴者に対して間接的にもたらされる悪影響である。一本化調整によって形成された放送事業者は、新聞社や自治体、地元の有力企業の支援のもとに開設されることから、既存の言論秩序を維持する性格を持つことになる。そして、一本化調整を経て発足した放送事業者の地位は簡単には揺らがないため、企業編成、さらには、それによってもたらされる言論秩序が数十年間にわたって固定化されるという弊害をもたらした。

## 5.2. 資本構成に残された影響と今後の課題

一本化調整に関しては、さまざまな弊害に加えて、とりわけローカル局の資本構成の面で、今なお強く影響を残している。ここまで見てきたように、一本化調整は、時期によってさまざまな様相を見せたことから、ローカル局の資本構成は、設立時期によって大きく異なっている。つまり、1950年代から1960年代にかけて開局したローカル局は、地元企業を中心に多数の株主から成り立ち、資本構成が分散しているのに対し、それ以降に開局したローカル局は、キー局や全国紙の持株比率が高いという傾向がある。そして、それは、構造規制（資本規制）の緩和といった政策を検討する上で、考慮が必要な問題となると考えられる。**表4**は、それが典型的に現れているTBS系のローカル局とテレビ朝日系のローカル局（クロスネット局は除外）の資本構成を示したものである。

表4が示すとおり、その地域で最初に開設された局が多いTBS系のローカル局（1950年代の設立が多い）の場合、資本分散度が高く、

表4 TBS系・テレビ朝日系の放送事業者の資本構成(上位3者まで)

TBS系

地域	放送局	開局年	株主1		株主2		株主3	
北海道	北海道放送	1957	共栄火災海上保険	8.55%	明治安田生命保険	7.91%	北洋銀行	5.00%
青森	青森テレビ	1969	中村孝之	13.20%	東奥日報社	7.03%	朝日新聞社	7.00%
岩手	IBC岩手放送	1959	岩手日報社	7.95%	鹿島建設	7.79%	IBC岩手放送共済会	5.02%
宮城	東北放送	1959	河北新報社	10.00%	明窓社	7.47%	河北仙販	5.12%
山形	テレビユー山形	1989	東京放送ホールディングス	13.00%	山形新聞社	10.00%	TUY経営職持株会	7.87%
福島	テレビユー福島	1983	東京放送ホールディングス	10.00%	福島民報社	10.00%	TBS企画	9.35%
関東広域	TBSテレビ	1955	東京放送ホールディングス	100.00%	—	—	—	—
新潟	新潟放送	1958	新潟日報社	12.80%	越後交通	9.65%	東京放送ホールディングス	8.08%
長野	信越放送	1958	信濃毎日新聞	16.60%	塩沢鴻一	7.11%	信越化学工業	7.00%
山梨	テレビ山梨	1970	富士急行	16.00%	山梨トヨタ自動車	14.00%	金丸康信	9.33%
静岡	静岡放送	1958	(記載なし)					
富山	チューリップテレビ	1990	インテック	12.25%	三協立山アルミ	11.00%	東京放送ホールディングス	11.00%
石川	北陸放送	1958	北國新聞社	9.76%	北國銀行	5.00%	TBS企画	4.44%
中京広域	中部日本放送	1956	中日新聞社	9.86%	竹田本社	6.44%	三菱東京UFJ銀行	4.93%
近畿広域	毎日放送	1959	ソニー	4.45%	りそな銀行	4.43%	三菱東京UFJ銀行	4.43%
鳥取・島根	山陰放送	1959	朝日新聞社	8.46%	東京放送ホールディングス	8.46%	島根県	4.62%
岡山・香川	山陽放送	1958	岡山県	10.00%	山陽新聞社	7.45%	ケラレ	5.33%
広島	中国放送	1959	中国新聞社	9.99%	中国新聞情報文化センター	9.97%	中国文化企画センター	9.96%
山口	テレビ山口	1970	山口トヨタ自動車	16.15%	宇部興産	12.63%	東京放送ホールディングス	12.63%
愛媛	あいテレビ	1992	東京放送ホールディングス	8.96%	毎日放送	8.50%	愛媛新聞	5.00%
高知	テレビ高知	1970	東京放送ホールディングス	14.00%	朝日新聞社	8.00%	読売新聞大阪本社	7.00%
福岡	RKB毎日放送	1958	毎日放送	8.84%	毎日新聞社	8.45%	麻生	6.06%
長崎	長崎放送	1959	マルハニチロ水産	15.50%	長崎県	6.67%	十八銀行	4.82%
熊本	熊本放送	1959	熊本日日新聞社	10.00%	昭和社	9.48%	熊本放送共栄会	7.27%
大分	大分放送	1959	大分県	12.30%	大分合同新聞社	9.73%	大分放送文化振興財団	9.42%
宮崎	宮崎放送	1960	宮崎放送持株会	10.00%	毎日新聞社	9.88%	宮崎県	9.72%
鹿児島	南日本放送	1959	MBC 島中文化基金	19.10%	鹿児島県	7.50%	岩崎産業	6.02%
沖縄	琉球放送	1960	小椋邦男	10.00%	沖縄タイムス社	10.00%	座安宏	6.42%

テレビ朝日系

地域	放送局	開局年	株主1		株主2		株主3	
北海道	北海道テレビ放送	1968	朝日新聞社	19.10%	テレビ朝日	16.00%	(記載なし)	—
青森	青森朝日放送	1991	テレビ朝日	19.90%	朝日新聞社	19.00%	読売新聞東京本社	8.00%
岩手	岩手朝日テレビ	1996	テレビ朝日	19.80%	朝日新聞社	17.30%	名古屋テレビ放送	10.00%
宮城	東日本放送	1975	テレビ朝日	19.90%	朝日新聞社	15.00%	宮城県	10.00%
秋田	秋田朝日放送	1992	テレビ朝日	19.00%	朝日新聞社	15.00%	フジ・メディア・ホールディングス	7.44%
山形	山形テレビ	1970	テレビ朝日	19.90%	朝日新聞社	15.04%	山形新聞社	9.99%
福島	福島放送	1981	テレビ朝日	19.90%	朝日新聞社	15.20%	文化工房	5.66%
関東広域	テレビ朝日	1959	朝日新聞社	24.70%	東映	16.00%	公益財団法人香雪美術館	5.00%
新潟	新潟テレビ21	1983	テレビ朝日	17.60%	朝日新聞社	15.50%	長崎工業	5.30%
長野	長野朝日放送	1991	テレビ朝日	19.30%	朝日新聞社	19.15%	長野トヨタ自動車	12.00%
静岡	静岡朝日テレビ	1978	テレビ朝日	19.90%	朝日新聞社	19.90%	中日新聞社	11.50%
石川	北陸朝日放送	1991	テレビ朝日	19.90%	朝日新聞社	19.50%	朝日放送	18.70%
中京広域	名古屋テレビ放送	1962	トヨタ自動車	34.60%	朝日新聞社	19.50%	テレビ朝日	17.30%
近畿広域	朝日放送	1956	朝日新聞社	15.24%	テレビ朝日	9.27%	香雪美術館	7.00%
広島	広島ホームテレビ	1970	朝日新聞社	18.05%	全国共済農業協同組合連合会	7.00%	テレビ朝日	6.20%
山口	山口朝日放送	1993	テレビ朝日	19.83%	朝日新聞社	19.17%	トクヤマ	11.24%
岡山・香川	瀬戸内海放送	1969	大洋商事	46.48%	宇高国道フェリー	10.44%	—	—
愛媛	愛媛朝日テレビ	1995	テレビ朝日	14.10%	朝日放送	13.20%	朝日新聞社	12.50%
福岡	九州朝日放送	1959	朝日新聞社	17.90%	昭和自動車	5.01%	テレビ朝日	4.00%
長崎	長崎文化放送	1990	テレビ朝日	19.75%	朝日新聞社	19.75%	長崎新聞社	10.50%
熊本	熊本朝日放送	1989	テレビ朝日	19.00%	電波新聞社	15.40%	朝日新聞社	13.60%
大分	大分朝日放送	1993	テレビ朝日	19.90%	朝日新聞社	18.70%	九州朝日放送	10.20%
鹿児島	鹿児島放送	1982	テレビ朝日	16.20%	朝日新聞社	14.75%	薩摩酒造	8.00%
沖縄	琉球朝日放送	1995	テレビ朝日	19.90%	朝日新聞社	17.10%	琉球放送	8.00%

・議決権が10%を超える者については、総務省電波利用ホームページを基に作成(2012年10月末現在) <http://www.tele.soumu.go.jp/1/sys/media/index/chizyou.htm>  
 ・議決権が10%以下の者(斜字体)については、「日本民間放送年鑑」2011を基に作成(2011年現在) データの作成時期が総務省の公表資料とは異なる点に注意。



調整過程を反映して地方紙や地元企業、自治体が株式を所有しているケースが多い。一方で、テレビ朝日系のローカル局の場合、対照的にテレビ朝日や朝日新聞社の持株比率が高いことがわかる。ローカル局経営をめぐる環境が厳しさを増す中、その経営基盤を強化するために資本規制を緩和するといった政策を打ち出すにあたっては、開局時期やネットワーク系列によって資本構成が大きく異なる点を考慮することが不可欠と考えられる。

現に、2000年代に入って、マスメディア集中排除原則の緩和や認定放送持株会社の導入など、資本規制にかかわる制度改革が行われてきたが、それがローカル局の経営基盤の強化に直結しているわけではない。例えば、2004年3月には、放送対象地域の異なるローカル局どうしが東北・九州といったブロック単位で合併することが可能になり、2008年4月の改正放送法施行では、認定放送持株会社が12局を上限に地上波のテレビ局を子会社にすることができるようになった。しかし、そうした改正を活用して、ローカル局どうしが合併したり、キー局がローカル局を傘下に収めるといった再編はこれまでのところ起きていない。とりわけ、地域ブロック単位でネットワーク系列局がまとまることを視野に入れたとした2004年の改正に関しては、それぞれのローカル局の複雑な資本構成が制度活用のネックになると考えられる。ローカル局の資本構成は、設立時期が古い局を中心に、地元の有力企業や地方自治体、地方紙、さらには提携関係にあるキー局などが絡んで複雑なものとなっており、構造規制の緩和が簡単に業界再編につながりにくい状況になっている。

もちろん、放送の地域性確保を狙いとした

ローカル局の経営基盤の強化策をめぐることは、県単位で広告営業が独立して行われている点など、放送事業者の経営のあり方全般を考慮する必要がある。ただ、一本化調整がもたらしたローカル局の株主構成の複雑さは、制度改革の効果に影響をもたらす要因になりうることから、放送制度・政策のあり方を検討していく上では、ローカル局の資本構造を把握しておく必要があると考えられる。

このように、一本化調整は放送事業者の設立過程で表立って行われることはなくなったものの、過去の調整がもたらしたさまざまな弊害とその影響が消えたわけではない。本稿では、一本化調整の一端をさまざまな資料に拠りつつ記述したが、それがもたらした影響はなお探究の余地があると考えられる。一本化調整によって形成された放送業界の実態を踏まえつつ、放送制度・政策の方向性を検討していくことは引き続き残された課題と言える。

(むらかみ せいいち)

#### 注：

- 1) 東京キー局を核とした持株会社は次々に発足しているものの、いずれもローカル局は傘下に収めていない。
- 2) 2010年の放送法改正を受けて、地上放送についても、無線局の設置・運用（ハード）と放送業務（ソフト）を分離することができるようになり、手続きを別々に行えるようになった。
- 3) 美ノ谷和成『放送論』（学陽書房、1986年）、『放送メディアの送り手研究』（学文社、1998年）
- 4) 服部孝章「放送局免許制度の課題—多局化政策と「一本化調整」—」『自由・歴史・メディア』（日本評論社、1988年）所収
- 5) 長谷川貴陽史「事前調整指導の法社会学的考察—放送免許の一本化調整と大型店の出店調整を素材として—」『本郷法政紀要』5（1996年12月）
- 6) Jonathan Weinberg “Broadcasting and the

- Administrative Process in Japan and the United States” Buffalo Law Review vol,39 No.3 (1991年)
- 7) 新日本放送(毎日新聞社系)と朝日放送(朝日新聞社系)が激しく対立した。
  - 8) 1957年秋には、申請者が全国で延べ82社に達した。郵政省編『続通信事業史(六)電波』(前島会, 1961年) 169-171頁
  - 9) 日本民間放送連盟『民間放送十年史』(1961年) 89頁
  - 10) 高知放送編『高知放送三十年史』(高知放送, 1984年) 94-95頁
  - 11) 予備免許を得た34社のうち、ラジオ福島については予備免許が失効したことから、実際に開局したのは33社となる。
  - 12) 一般放送事業者に対する根本的基準第九条の適用の方針に基づく審査要領
  - 13) 1961年3月に「テレビ放送用周波数割当計画基本方針」が修正され、従来VHF帯に限定されていたテレビ放送局用周波数がUHF帯にも拡大された。
  - 14) 山形テレビ社史編纂委員会編『時を刻んで 山形テレビの軌跡』(1987年) 23頁。なお、新聞社の出資比率を7%以下とする方針については、小林郵政大臣が国会審議でも説明している(衆議院通信委員会, 1967年11月15日)。
  - 15) 郵政省大臣官房企画課審議会室監修『電波監理審議会40年のあゆみ』(電気通信振興会, 1992年) 76頁
  - 16) テレビ熊本『テレビ熊本30年史』(2001年) 21頁。もっとも申請書は、関西テレビの関与が表面に出ない形で作成が行われたという。
  - 17) 同様に一本化調整が不調に終わった長崎・福岡地区も予備免許交付は見送られた。
  - 18) 以下の記述は、前掲『時を刻んで 山形テレビの軌跡』20-49頁を参照した。
  - 19) ただし、株式の扱いを経営と切り離す合意がなされたことで山形テレビは1970年4月に開局している。
  - 20) 静岡県の事例については、各社の社史のほか、美ノ谷和成『放送論』(学陽書房, 1986年)、美ノ谷和成『放送メディアの送り手研究』(学文社, 1998年)を参照した。
  - 21) 静岡朝日テレビ二十年史編集事務局編『明日へ翔ぶ: 静岡朝日テレビ二十年史』(1998年) 239頁
  - 22) 静岡第一テレビ社史編纂室編『静岡第一テレビ10年史』(1991年) 23頁
  - 23) 前掲『明日へ翔ぶ: 静岡朝日テレビ二十年史』239-240頁
  - 24) 同上 246頁
  - 25) 同上 247頁
  - 26) 同上 248頁、前掲『静岡第一テレビ10年史』30頁
  - 27) 一本化に同意しなかった2社は朝日系・読売系に属さない申請者で、免許拒否の処分を受けている。前掲『放送論』39頁
  - 28) 前掲『静岡朝日テレビ二十年史』261頁
  - 29) 同上 246頁
  - 30) Jonathan Weinberg “Broadcasting and the Administrative Process in Japan and the United States” p.667
  - 31) 岩手県で4局目の開局となった岩手朝日テレビは、1995年6月に予備免許が交付され、1996年10月に開局している。
  - 32) 電波利用料制度の導入は1993年4月。
  - 33) 前掲『電波監理審議会40年のあゆみ』16頁
  - 34) 『放送ジャーナル』(1993年1・2月合併号) 57-58頁
  - 35) 平成8年(行ケ)第48号放送局開設免許拒否処分に対する異議申立棄却決定の取消請求事件東京高裁平成10年5月28日判決
  - 36) 情報通信分野競争政策研究会「放送事業と競争政策」(1992年8月) 37頁
  - 37) 同上 37頁
  - 38) 塩野宏『法治主義の諸相』(有斐閣, 2001年) 267頁
  - 39) 電波監理審議会(第812回・1998年6月26日) 議事要旨
  - 40) 一本化調整が定着した背景については、前掲「事前調整指導の法社会学的考察—放送免許の一本化調整と大型店の出店調整を素材として—」213-217頁が、その機能に注目して詳しく分析を行っている。

表 テレビ放送局をめぐる免許申請と一本化調整の状況(現社名で表記)

地区	系列	局名	予備免許日	開局年月日	申請者数	一本化調整に同意	拒否処分	主な調整者
東京1	NNN	日本テレビ放送網	1952/7/31	1953/8/28	4	1	3	
東京2	JNN	東京放送	1953/1/16	1955/4/1	2	1	1	
愛知1	JNN	中部日本放送	1954/12/3	1956/12/1	2	1	1	
大阪1	ANN	朝日放送	1954/12/3	1956/12/1	7	1	6	
北海道1	JNN	北海道放送	1956/11/29	1957/4/1	1	1	0	
福岡1	JNN	RKB 毎日放送	1956/11/22	1958/3/1	3	1	2	
—	—	西部毎日テレビジョン	1957/10/22	(RKB と合併)	7	6	1	郵政相(田中角栄)
岡山香川1	JNN	山陽放送	1957/10/22	1958/6/1	1	1	0	郵政相(田中角栄)
岡山香川2	NNN	西日本放送	1957/10/22	1958/7/1	1	1	0	郵政相(田中角栄)
大阪2	NNN	読売テレビ放送	1957/10/22	1958/8/28	2	2	0	郵政相(田中角栄)
福岡2	FNN	テレビ西日本	1957/10/22	1958/8/28	2	2	0	郵政相(田中角栄)
長野1	JNN	信越放送	1957/10/22	1958/10/25	2	2	0	郵政相(田中角栄)
静岡1	JNN	静岡放送	1957/10/22	1958/11/1	2	2	0	郵政相(田中角栄)
大阪3	FNN	関西テレビ放送	1957/7/8	1958/11/22	9	4	5	
石川1	JNN	北陸放送	1957/10/22	1958/12/1	1	1	0	郵政相(田中角栄)
愛媛1	NNN	南海放送	1957/10/22	1958/12/1	2	2	0	郵政相(田中角栄)
新潟1	JNN	新潟放送	1957/10/22	1958/12/24	3	3	0	郵政相(田中角栄)
愛知2	FNN	東海テレビ放送	1957/10/22	1958/12/25	8	7	1	郵政相(田中角栄)
長崎1	JNN	長崎放送	1957/10/22	1959/1/1	2	1	1	郵政相(田中角栄)
東京3	ANN	テレビ朝日	1957/7/8	1959/2/1	10	9	1	
東京4	FNN	フジテレビジョン	1957/7/8	1959/3/1	4	4	0	
大阪4	JNN	毎日放送	1957/10/22	1959/3/1	5	5	0	郵政相(田中角栄)
福岡3	ANN	九州朝日放送	1957/10/22	1959/3/1	6	5	1	郵政相(田中角栄)
鳥取島根1	NNN	日本海テレビジョン放送	1957/10/22	1959/3/3	2	1	1	郵政相(田中角栄)
北海道2	NNN	札幌テレビ放送	1957/10/22	1959/4/1	4	4	0	郵政相(田中角栄)
宮城1	JNN	東北放送	1957/10/22	1959/4/1	3	3	0	郵政相(田中角栄)
富山1	NNN	北日本放送	1957/10/22	1959/4/1	1	1	0	郵政相(田中角栄)
広島1	JNN	中国放送	1957/10/22	1959/4/1	2	1	0	郵政相(田中角栄)
徳島1	NNN	四国放送	1957/10/22	1959/4/1	3	3	0	郵政相(田中角栄)
高知1	NNN	高知放送	1957/10/22	1959/4/1	3	3	0	郵政相(田中角栄)
熊本1	JNN	熊本放送	1957/10/22	1959/4/1	3	2	1	郵政相(田中角栄)
鹿児島1	JNN	南日本放送	1957/10/22	1959/4/1	1	1	0	郵政相(田中角栄)
岩手1	JNN	IBC 岩手放送	1957/10/22	1959/9/1	1	1	0	郵政相(田中角栄)
青森1	NNN	青森放送	1957/10/22	1959/10/1	1	1	0	郵政相(田中角栄)
山口1	NNN	山口放送	1957/10/22	1959/10/1	1	1	0	郵政相(田中角栄)
大分1	JNN	大分放送	1957/10/22	1959/10/1	1	1	0	郵政相(田中角栄)
沖縄1	FNN	沖縄テレビ放送	1958/2/24	1959/11/1				
鳥取島根2	JNN	山陰放送	1957/10/22	1959/12/15	2	2	0	郵政相(田中角栄)
山梨1	NNN	山梨放送	1957/10/22	1959/12/20	2	2	0	郵政相(田中角栄)
山形1	NNN	山形放送	1957/10/22	1960/3/16	1	1	0	郵政相(田中角栄)
秋田1	NNN	秋田放送	1957/10/22	1960/9/1	2	2	0	郵政相(田中角栄)
福井1	クロス	福井放送	1957/10/22	1960/6/1	1	1	0	郵政相(田中角栄)
沖縄2	JNN	琉球放送	1959/12/2	1960/6/1				
宮崎1	JNN	宮崎放送	1957/10/22	1960/10/1	1	1	0	郵政相(田中角栄)
愛知3	ANN	名古屋テレビ放送	1961/7/14	1962/4/1	9	5	4	自主調整
広島2	NNN	広島テレビ放送	1961/8/11	1962/9/1			2	
宮城2	FNN	仙台放送	1961/8/4	1962/10/1	2	2	0	
福島1	FNN	福島テレビ	1962/5/9	1963/4/1	8	8	0	福島県知事・福島県議会
東京5	TXN	テレビ東京	1962/11/13	1964/4/12	5	1	4	
岐阜1	独立U局	岐阜放送	1967/11/1	1968/8/12				
静岡2	FNN	テレビ静岡	1967/11/1	1968/11/1	16	15	1	
北海道3	ANN	北海道テレビ放送	1967/11/1	1968/11/3	7	7	0	衆議院議員(地崎宇三郎)
新潟2	FNN	新潟総合テレビ	1967/11/1	1968/12/16				
長野2	FNN	長野放送	1967/11/1	1969/4/1	8	8	0	長野県知事
富山2	FNN	富山テレビ放送	1967/11/1	1969/4/1	6	6	0	衆議院議員・富山県知事
石川2	FNN	石川テレビ放送	1967/11/1	1969/4/1				
愛知4	NNN	中京テレビ放送	1967/11/1	1969/4/1	6	6	0	愛知県知事
京都1	独立U局	京都放送	1967/11/1	1969/4/1				
岡山香川3	FNN	岡山放送	1967/11/1	1969/4/1				
岡山香川4	ANN	瀬戸内海放送	1967/11/1	1969/4/1				
福岡4	NNN	福岡放送	1968/4/19	1969/4/1				
佐賀1	FNN	サガテレビ	1967/11/1	1969/4/1	3	3	0	衆議院議員
長崎2	FNN	テレビ長崎	1967/11/14	1969/4/1			0	
熊本2	FNN	テレビ熊本	1967/11/14	1969/4/1	11	11	0	熊本県知事
鹿児島2	FNN	鹿児島テレビ放送	1967/11/1	1969/4/1	7	7	0	鹿児島県知事
兵庫1	独立U局	サンテレビジョン	1967/11/1	1969/5/1				

地区	系列	局名	予備免許日	開局年月日	申請者数	一本化調整に同意	拒否処分	主な調整者
秋田2	FNN	秋田テレビ	1968/11/1	1969/10/1	9	9	0	秋田県知事
福井2	FNN	福井テレビジョン放送	1968/9/27	1969/10/1	6	6	0	参議院議員
青森2	JNN	青森テレビ	1968/11/1	1969/12/1	7	7	0	県議会議長・衆議院議員
岩手2	NNN	テレビ岩手	1968/11/15	1969/12/1				
三重1	独立U局	三重テレビ放送	1967/11/1	1969/12/1	3	3	0	三重県知事
愛媛2	FNN	テレビ愛媛	1968/11/15	1969/12/10				
山形2	ANN	山形テレビ	1968/9/27	1970/4/1	19	19	0	衆議院議員
福島2	NNN	福島中央テレビ	1969/3/31	1970/4/1			2	
山梨2	JNN	テレビ山梨	1968/11/15	1970/4/1				
鳥取島根3	FNN	山陰中央テレビジョン放送	1968/9/27	1970/4/1	5	5	0	衆議院議員
山口2	JNN	テレビ山口	1968/11/29	1970/4/1	9	9	0	山口県知事・首相(佐藤栄作)
高知2	JNN	テレビ高知	1968/11/29	1970/4/1	9	9	0	高知県知事
大分2	クロス	テレビ大分	1968/11/1	1970/4/1				
宮崎2	クロス	テレビ宮崎	1969/3/14	1970/4/1	12	12	0	宮崎県知事
宮城3	NNN	宮城テレビ放送	1969/11/21	1970/10/1	59	59	0	宮城県知事
広島3	ANN	広島ホームテレビ	1969/11/18	1970/12/1	42	42	0	広島県知事
群馬1	独立U局	群馬テレビ	1969/9/26	1971/4/16				
千葉1	独立U局	千葉テレビ放送	1969/9/26	1971/5/1				
北海道4	FNN	北海道文化放送	1971/5/14	1972/4/1	59	59	0	北海道知事・衆議院議員
神奈川1	独立U局	テレビ神奈川	1970/11/27	1972/4/1	10	10	0	
滋賀1	独立U局	びわ湖放送	1971/5/14	1972/4/1	9	9	0	
奈良1	独立U局	奈良テレビ放送	1971/12/7	1973/4/1				
和歌山1	独立U局	テレビ和歌山	1973/5/19	1974/4/1				
仙台4	ANN	東日本放送	1974/9/27	1975/10/1	79	78	1	宮城県知事
広島4	FNN	テレビ新広島	1974/5/31	1975/10/1	38	33	5	広島商工会議所会頭
静岡3	ANN	静岡朝日テレビ	1976/9/24	1978/7/1	274	272	2	静岡県知事
埼玉1	独立U局	テレビ埼玉	1978/3/17	1979/4/1	11	11	0	埼玉県知事
静岡4	NNN	静岡第一テレビ	1979/2/2	1979/7/1	5	5	0	静岡県知事
長野3	NNN	テレビ信州	1979/10/30	1980/10/1	499	498	1	長野県知事
新潟3	NNN	テレビ新潟放送網	1980/9/19	1981/4/1	171	171	0	新潟県知事・衆議院議員
福島3	ANN	福島放送	1980/12/19	1981/10/1	112	112	0	衆議院議員
大阪5	TXN	テレビ大阪	1980/10/17	1982/3/1	63	63	0	関西経済連合会会長
熊本3	NNN	熊本県民テレビ	1981/10/23	1982/4/1	40	40	0	熊本県知事
鹿児島3	ANN	鹿児島放送	1982/3/31	1982/10/1	46	46	0	鹿児島県知事
名古屋5	TXN	テレビ愛知	1982/7/13	1983/9/1	105	105	0	元愛知県知事・東海銀行会長
新潟4	ANN	新潟テレビ21	1983/2/4	1983/10/1	147	147	0	新潟県知事
福島4	JNN	テレビユー福島	1983/5/20	1983/12/4	166	166	0	自主調整
岡山高松5	TXN	テレビせとうち	1984/7/24	1985/10/1	352	352	0	岡山県知事
札幌5	TXN	テレビ北海道	1988/6/21	1989/10/1	176	176	0	北海道経済連合会会長
山形3	JNN	テレビユー山形	1988/4/19	1989/10/1	159	159	0	山形商工会議所会頭
熊本4	ANN	熊本朝日放送	1988/11/15	1989/10/1	482	479	3	熊本県知事・副知事
石川3	NNN	テレビ金沢	1989/6/1	1990/4/1	296	296	0	石川県知事
長崎3	ANN	長崎文化放送	1988/11/17	1990/4/1	393	393	0	長崎県知事
富山3	JNN	チューリップテレビ	1989/9/8	1990/10/1	62	62	0	自主調整
岩手3	FNN	岩手めんこいテレビ	1989/12/19	1991/4/1	240	240	0	郵政省・衆議院議員
長野4	ANN	長野朝日放送	1989/9/26	1991/4/1	1,364	1,364	0	郵政省(信越電監)
福岡5	TXN	TVQ九州放送	1990/6/18	1991/4/1	235	235	0	郵政省・九電前会長
長崎4	NNN	長崎国際テレビ	1990/11/19	1991/4/1	571	571	0	長崎県知事
青森3	ANN	青森朝日放送	1990/4/2	1991/10/1	111	111	0	郵政省(東北電監)
石川4	ANN	北陸朝日放送	1990/9/25	1991/10/1	156	90	66	郵政省(北陸電監)
秋田3	ANN	秋田朝日放送	1991/6/18	1992/10/1	21	21	0	郵政省(東北電監)
愛媛3	JNN	あいテレビ	1991/4/26	1992/10/1	461	461	0	郵政省(四国電監)
大分3	ANN	大分朝日放送	1992/3/31	1993/10/1	108	108	0	郵政省(九州電監)
山口3	ANN	山口朝日放送	1992/9/21	1993/10/1	132	132	0	郵政省(中国電監)
鹿児島4	NNN	鹿児島読売テレビ	1992/11/24	1994/4/1	227	227	0	郵政省(九州電監)
愛媛4	ANN	愛媛朝日テレビ	1994/1/25	1995/4/1	92	92	0	郵政省(四国電監)
沖縄3	ANN	琉球朝日放送	1994/4/6	1995/10/1	8	7	0	郵政省
東京6	独立U局	東京MXテレビ	1993/2/1	1995/11/1	159	158	1	郵政省・東京商工会議所
岩手4	ANN	岩手朝日テレビ	1995/6/19	1996/10/1	31	31	0	
山形4	FNN	さくらんぼテレビジョン	1996/2/16	1997/4/1	2	2	0	
高知3	FNN	高知さんさんテレビ	1996/4/23	1997/4/1	5	5	0	高知県知事・郵政省(四国電監)
栃木1	独立U局	とちぎテレビ	1997/3/31	1999/4/1	17	17	0	郵政省(関東電監)

・郵政省編『統通信事業史』(1961年)169-171頁、長谷川貴陽史「事前調整指導の法社会学的考察」(1996年)213頁、各社社史を参照  
・社史を発行していない社など不明の部分は空欄にした  
・「一本化調整に同意」の欄が「1」の場合、一本化調整は行われていない  
・地区名に付された数は、その地域で何局目に開局した民放かということを示す